

それから、個別の企業につきましては、例えば説明会の後の質問、コールセンターなどに対する問い合わせ、そういうことによって理解度を図って、そしてさらにはWebとコールセンターの問い合わせを連携しながら、大体従業員全体がどういう理解度にあるかということを図っている事業主さん、導入企業がございました。補足的にご説明申し上げます。

○松井本部長

日本経団連の松井です。恐らく投資教育をいくらやっても、最終的にどうするのかというのは、いくら知識があっても、そこに踏み切るにはもう一つインセンティブがないとできないと思います。企業として、本当にそこまでやるかどうか、疑問な点がありますが、2ページの事業主の協力の内容の一番下に、「運用結果の分析等を社内報に掲載している」とありますか、だれだれさんはうまくいったようだと、そのようなことをすると、少し興味を持って、じゃあ、安定的なものだけでなく、ちょっと自分もやってみようかなという、何かそういう仕組みをいろいろ工夫をされている企業の具体的な例はございましたでしょうか。その点についてご説明願えればと思います。

○ 田村理事

社内報にということだけではなくて、例えば比較的小さな企業で社内報をつくっていないので、事業所の掲示の場所に、今月はこういうような運用成績でしたというような張り紙を掲示板に貼って広報するということをやっている事例はございました。それがどれだけ各従業員の商品選択に活用されているかというところまでは何ともいえないようですが、こういう取り組みはしているようです。

商品選択につきましては、一般的な投資教育だけでは満足してもらえない、最終的には一体どの商品がいいのだというようなことを聞かれる場合が多くて困る、というようなことを言っている企業もありました。

○松田委員

今のお話に関してですけれども、役に立つかどうかわかりませんけど、私ども双日株式会社でございますが、3カ月に一度、その商品ごとの騰落率、それから、どのぐらいの割合で、そこへ社員が投資をしているかというのを社員全員にメールをしております。これが1つ参考になるのではないかと。それがきっかけで、夜、お酒を飲みながら、おまえはどうやっているのだと、どのぐらいプラスになったとか、意外とそういうことが、本当の意味の教育とは関係ないかもしれませんけれども、運用をしていく、投資をしていくということに対する興味が確実に増すのではないかと考えております。

○ 加子座長

どうもありがとうございました。

○ 太田委員

アプライドバイオシステムズの太田ですけれど、今の双日さんと極めて近いことは、私どもやっぱりWeb上の掲示板なんですけれども、そこに定期的に投入した資金の額、それから現在の残高、あるいは拠出の商品別の割合だと、そういう全体としての個々人の数字ではないですけれど、全体の数字を出すことで、とにかく社員の興味を引き出そうと。とにかく興味がなければ何事も始まらないというのが、私どもの信念で、そういうやり方でやっております。

○ 光谷委員

ジーテックの光谷ですけれども、私のところでも、去年の10月頃から今年の6月頃まで、ほとんど毎週継続してメールを社員全員に配信していたんですね。401(k)に関して、いろいろな角度から情報を提供したのですけれども、700人ぐらいの社員の内、ほとんど読んでいたという人は2割ぐらいでしたけれども、自分に興味のあるところは読んだという人は6割乃至7割でした。つまり、ほとんど読まなかっただいう人は1割ぐらいだったんですね。

そのことが実際に役に立ったか、あるいは将来これから役に立つかということも、実はつい最近アンケートをとったのですけれども、その結果は、「非常に役に立った」という人が2~3割、「部分的に役に立った」、あるいは「これから役に立ちそうだ」と答えた人が全体で6割ぐらいおり、ほとんど役に立たなかったと答えた人は2割に満たないんですね。皆を一度にどこかに集めての説明会、勉強会というのは、半年に一遍とか、短くても3カ月に一遍とか、場合によっては年に一遍しかできないと思うんですけども、メールなどの手段を使って継続教育をやっていけば、少しは何とかなるかなという感

じを持っております。

○ 加子座長

どうもありがとうございました。多くの貴重な事例をご報告いただき感謝申し上げます。これは事務局へのお問い合わせですが、今回の中間報告を踏まえて、今後はどのように進めていくかご報告いただきたいと思います。

○ 神田課長

今年度におきましては投資教育の事例集を作成したいというふうに考えております。今、ご報告ありましたけれども、特徴的なものもあるとお聞きしておりますけれども、必ずしもそうでない部分もあるというふうにお聞きしておりますので、前回メンバーの皆様方から、調査という形で出していただいたアンケートに加筆していただくような形で、それも含めまして、事例集の取りまとめをしていきたいと考えております。その際に若干加筆をお願いすることもあるかと思うますが、改めてご協力をお願いしたいと思っております。

それから、また、単に事例を取りまとめるということだけではなくて、個別の導入された企業において、検討する際に参考にしていただくという意味で、投資教育について、どのような点を留意したらいかというようなことについてもご議論いただいて、それと併せて事例集として取りまとめをしたいと考えております。もし、ご意見があれば、お伺いしていただければと思います。

○ 加子座長

先ほどのような議論が、まさにそれに相当すると思うのですが、具体的には、いつ行う計画になってございますか。

○ 神田課長

これもご相談ですけど、可能であれば、例えば次回とか、テーマを出していただいて、課題などについて議論をしまして、その議論の内容についても、その事例集と併せて導入されている企業の方々が検討する際の参考としていただくということで提供させていただきたい。事例が並んでいるだけよりは、どのような観点に配慮したらよいのかとか、実際に導入されている企業ではどのように考えておられるのかというような点について、より理解が深まるのではないかというふうに考えております。

○ 加子座長

只今の事務局のご提案に関しまして、何かご意見等ござりますか。

よろしゅうございますでしょうか。それでは次回ということで、進めさせていただきたいと思います。

○ 松井本部長

今の進め方で結構ですが、今回のヒアリングをした企業と、ここに参加されている企業とではやはりちょっと経験の年数が違うと思います。もし、双日さんとか、太田さんのところでご説明くださったような、我が社はこうやっているという簡単なものを、もしご協力いただける企業があるならば、そのようなものもまとめの段階でうまく組み入れていくとか、もしお差し支えなければやっていただけたと大変ありがたいのですが。

○ 神田課長

実は、前回の投資教育の事例集ということで、資料として、6月の会議に出させていただいたのですが、それは、例えば導入時教育ではどうかとか、情報提供の方法ではどうか、テーマごとに書いてありますので、1つの企業の事例を通して理解するのがちょっと難しいものですから、実はそのベースとしまして、個別のメンバーの方々にお願いをしまして、投資教育のアンケート調査をさせていただいておりますので、そのものの調査に若干加筆をしていただいて自分の企業ではこういう考え方でやっていますよということが通して理解できるような形で事例に加えさせていただければというふうに考えておりますけれども。

○ 加子座長

それでは、事務局におかれましては、今のご意見を踏まえながら、今後の投資教育の事例の取りまとめをお進めいただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、次の議題に移らせていただきます。資料5、資料6及び資料8につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○ 神田課長

それでは、限られた時間ではありますけれども、お手元の資料5、6、8について、私から説明をさせていただきます。

資料5は、10月14日から募集しております17年10月施行分のパブリック・コメントのもとになります制度改正の概要ということでございます。確定拠出の関係ですと、大きく2点ございまして、中途脱退の要件緩和ということと、給付建ての制度からのポータビリティーの付与という内容でございます。もともとこのポータビリティーにつきましては、今もお手元の資料の5の1ページ目にありますけれども、権利義務の移転ということでは、星取り表のようなものがついておりますけれども、個人単位で確定給付企業年金から厚生年金基金ですとか、確定給付企業年金同士で権利義務を移転するというようなことはできるということになっております。また、中途脱退した場合に、厚生年金基金から個人単位で厚生年金基金連合会へ基本部分の現価相当額を移換する。その際に併せて加算部分の脱退一時金相当額を移換するというようなことがあるわけですけれども、今のスキームというのは、基本的には、今申し上げた厚生年金基金からの中途脱退を除きますと、基本的には権利義務承継というスキームになっておりまして、要は前のところで保障していた義務をそのまま引き継ぐという極めて重いことになっておりますので、お互いの制度同士で規約で定めておくことのほかに、その都度、代議員定数の4分の3以上の多数決を求めるといった非常に重いスキームになっていて、個人の転・退職に伴いますポータビリティーに必ずしも十分に対応できないということで、基本的な考え方としては、転・退職の際には、移った先の企業側の規約で決めておけば、あとは本人の申し出だけで年金の資産が移せるようにしようというが大きなポータビリティーについてのスキームでございます。

特に確定拠出年金の部分で申しますと、お手元の資料の7ページ目の6.というところが、確定給付企業年金又は厚生年金基金から確定拠出年金への移行ということでございます。ここに書いてございますように、まず基本的な考え方として、脱退一時金相当額の算定基礎期間ですとか、厚生年金基金の加算加入員期間という前のところで持っていた期間というのはそのまま引き継ぐということになっております。これは通算加入者等期間というのは、要は支給要件に絡んで、例えば60歳段階で10年加入期間がないともらえませんよという、そのときに使うということでございます。額に関係があるわけではありませんので、そういう意味で、これは合算をするということにしております。

移換の申し出としましては、給付建ての資格を喪失してから1年以内、それから、新しいところの確定拠出の資格を取得してから3カ月以内に申し出をしていただくことになっております。

引継事項としては、そこにございます、氏名・性別・生年月日・住所の4情報のほかに、脱退一時金相当額ですか、引き継ぎます期間を情報として引き継ぐというようなことになっております。ここで給付建ての制度間の移換と若干違いますのは、DCの場合には、規約で期間合算について定めていただくことはありますけれども、基本的には本人申し出があれば、いちいち規約で定めておかなくても、移換元の厚生年金基金とか確定給付企業年金も脱退一時金相当額を移換することが義務になりますし、1年以内に就職できないということで、とりあえず企業年金連合会、今までいいます厚生年金基金連合会の方に脱退一時金相当額を移しておいて、就職できた段階でまた転職先にそれを移すということもできるわけですけれども、この際も連合会も移すことが義務になりますので、いちいち規約で定める必要がないということと、受取側も原則義務でありますので、申し出があれば受け取っていただくところで、給付建ての制度と比べるとさらにポータビリティーが高まるような仕組みになっております。

それから、8ページのところにちょっと書いてございますけれども、税制の取扱いについてでございますけれども、基本的には持ち込んだ先の税制に従っていただくというのが基本的な考え方になっております。一番議論がございますのは、確定給付企業年金については、原則、今、拠出段階ですと、本人拠出分については、生命保険料控除分だけの税制上の控除ということで、給付時は非課税になるということですが、脱退一時金を例えれば転職しまして、確定給付企業年金から確定拠出に持ち込みますと、全体として事業主拠出の扱いになるということで、給付時課税に転換をするということになります。

したがいまして、今、出しておりますパブリック・コメントの中でも書いておりますけれども、今、申し上げたような税制の取扱いですか、移換の手続漏れを防ぐということから、移換元、移換先両方で、資産移換の可否ですか、いつまでに申し出をすればよいかとか、制度の内容等を本人に十分説明

していただくということを政令上原則として義務づけるということにしております。

それから、脱退一時金の要件緩和についてですけれども、こちらの方はお手元の資料の14ページ以降になっております。時間が限られておりますので詳しい説明は省きますけれども、現在、企業型を脱退しまして、専業主婦であります国民年金の3号被保険者になったとか、あるいは公務員になった場合、3年以内の加入者期間であれば脱退一時金がもらえるというのが、来年10月に制度改正がございまして、3年超えていても、50万円以下の資産であれば引き出しができると。年々手数料を取られてしまうということですので、手数料が払えないような額の場合にはお支払いをするということになっておりますが、その基本的な判断の仕方というのが14ページに出ております。基本的には脱退一時金請求日の前月末における個人別管理資産の評価額で判断をしますと。掛金は資格喪失月の前月分までは払っていただくということになっておりますので、その分も加えるというようなことですか、制度間の資産移換等がある場合には、移換日が請求日より先になっているか、後になっているかによって加えるかどうかを判断するというようなことにしております。それから、15ページの三のところに書いてありますけれども、今、申しましたように、この要件については、17年10月の段階で資格喪失しても、それから2年以内であれば、要件を満たせば引き出しができるということで、施行日以後であれば、資格喪失がそれより前であった場合にも、2年以内であれば請求ができるということで、実態的には弾力的な運用ができるような配慮をいたしております。

資料5の関係は以上でございます。

それから、資料6でございますけれども、確定拠出年金関係の15年度実績についてでございます。これは企業型年金規約につきましては、15年4月から16年3月までに年度末を迎えた企業について実績を報告していただいたものを取りまとめたということでございます。したがいまして、単一時点での前年度末というような数字ではございませんが、そういう意味では、先ほど冒頭に申しましたものより若干数字が前の段階になっておりますが、年度単位で取りまとめるものとしてはこの資料ということになっております。

加入者の状況等はそこに書いてあるとおりでございますが、掛金資産の状況については、正式な報告としてはこの報告でとっているということでございますが、そこで見ていただきますと、その年度中に拠出された掛金額ということで、1ページの真ん中ほどにございますけれども、597億、ほかの制度からの移換金等を含めました資産総額は5,204億、事業主への返還金は7,800万というようなことになっております。

それから、次のページに運営管理機関からご報告をいただいたものが出ております。運営管理機関のうち、4社が3月が事業年度終了ということでございますが、1社、12月のところがありますので、揃っておりませんが、概ね16年3月の段階の統計ということになっています。そういう意味で、前のページと若干数字が異なっておりますのは、今、申し上げましたような、事業年度の終了時点が前の企業型の報告の場合には、年度終了時点がばらけているというのと、運営管理機関からのものについては、個人型の数字も加わっているということで、人数ですか資産について数字が違っているのはそのようなことでございます。

続きまして、お手元の資料8でございますけれども、厚生労働省としまして、きょう、ご出席の関係省庁と一緒に財務省に対しまして、来年度の税制改正要望ということで、特別法人税の撤廃の要望をさせていただいております。財務省の方からは、運用時の課税を撤廃するというのであれば、給付時課税をさらに徹底しろということを言われております。交渉としては非常に厳しい交渉になっておりますけれども、そのような要望を出させていただいているということでご紹介をさせていただきます。

私の方からは以上です。

○ 加子座長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、資料7の「平成15年度個人型確定拠出年金の業務状況」ということで、国民年金基金連合会の中井川部長からご説明をお願いしたいと思います。

○ 中井川委員

資料7でございまして、基本的に状況につきましては、お手元の資料の方で数字等を記載させていた

だいておりますので、これをご参照いただければと思っております。私の方からは、現在の加入者の状況等について、若干コメントという形で申し上げたいと思います。

2ページ目を中心にご覧いただきたいわけでございますが、加入者の状況で見てみると、2号加入者、いわゆる従業者の方が若干1号加入者（自営業者）の方よりも多い状況になっているということでございます。昨年度は1号、2号ほぼ同数でございましたが、ここに来て2号加入者のウエイトが増えてきているということでございまして、これは1つの要因としては、企業型からの移換が非常に増えてきているということでございます。関連数字は3ページの方に出ております。

それで、最近の私どもの1つの問題意識としてございますのは、いわゆる企業型からの移換と関係いたしまして、私どもの用語で自動受換と申しておりますが、いわゆる企業型の資格を喪失した後、手続をとられないで私どもの方に自動的に入ってくるという制度があるわけでございますが、その数が非常に急増しているということでございまして、お手元の資料4ページでございますが、その状況が出ております。

平成16年の3月末の段階で9,325人（32億円）ということでございます。この9,325人という人数、非常に1号加入者等々の数字から見ても非常に多くなっていると。直近の数字で申し上げますと、9月末現在で1万5,109人と1万5,000人という数字はほぼ1号加入者の数と匹敵するぐらいの数字になってきているという状況があるわけでございます。それで、これはいろいろ原因は指摘されているわけでございますが、私どもの電話照会で、やはり一番多いのは、自動受換の通知が送られてきて、自分がそういう状態になったということを初めて知るというようなケースが非常に多いということでございます。私どもとしては、事業主の方々、運営管理機関の方々にぜひ退職時等の手続を加入者ご本人にとっていただくよう、ぜひ徹底していただきたいということをご要望として申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

○ 加子座長

ありがとうございました。それでは、只今の資料5から資料8までの説明につきまして、またはそれ以外のことでも結構でございますので、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

○ 神田課長

今、中井川さんの方からあった最後の点についてでありますけれども、先ほど申し上げましたように、自動移換が起こってしまって、移換元の制度で必ずしも移換手続について、十分な制度説明がされていないというような話もお聞きしましたので、先ほど申し上げましたように、税制の取扱いですとか、手続漏れを防ぐという意味で、資産の移換の可否ですとか、申し出の期間ですとか、そういった移換に必要な事項について説明をしなければならないということを移換元の制度にも課すということで、政令上義務づけるということにしておりますので、そういう意味では、説明もされずに自動移換されるというケースは少なからず減っていくのではないかというふうに考えております。

○ 加子座長

ありがとうございました。

まだご質問があるかと思いますが、時間の関係もございますので、この辺りでこここの議論は終わりにしたいと思います。

最後になりましたが、傍聴にお越しいただいている方々で、本日の議事内容に関しまして、ご意見、ご質問があれば挙手をお願いしたいと思います。私のほうから指名させていただきますので、よろしくお願ひいたします。ござりますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、そろそろ時間も参りましたので、今後の連絡会議の進め方につきまして、事務局よりお願ひいたします。

○ 神田課長

今年度の連絡会議につきまして、あと2回程度の開催ということで予定をいたしております。先ほど申しましたように、次回は投資教育の課題についてご議論をいただく機会を設けたいと考えております。次回の連絡会議の開催時期としましては、12月の中旬を予定いたしておりますが、日程等については別途調整させていただければというふうに考えております。

つきましては、会議日程調整表にご記入いただきまして、非常に短時間で申し訳ございませんけれども、できればあすぐらいまでにFAXしていただけるか、メールでお送りいただければと考えております。また、日時、場所等、調整が整い次第追ってご連絡をさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○ 加子座長

それでは、本日の連絡会議はこれで終了にさせていただきます。

ご多忙の中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございました。